

第三編 古 代  
(奈良・平安時代)

## 第一章 古代概説 (大化以後)

### 律令の整備と 中央集権国家

皇極四年(六四五)、中大兄皇子(後の天智天皇)や中臣(後に藤原)鎌足らが中心になつて蘇我氏を滅ぼしたあと、年号を大化として新たな政府の下で国政の改革が始められるが

大化二年(六四六)正月朔日に次のような内容の「改新の詔」が出された。

其の一に曰く、昔在の天皇等の立てたまへる子代の民・処々の屯倉、及び別には、臣・連・伴・造・国・造・村首の所有てる部曲の民・処々の田莊を罷めよ。仍りて食封を大夫以上に賜ふこと各差有らむ。(中略)

其の二に曰く、初めて京師を修め、畿内・国司・郡司・関塞・斥候・防人・駅馬・伝馬を置き、及び鈴契を造り、山河を定めよ。(下略)

其の三に曰く、初めて戸籍・計帳・班田收授の法を造る。(下略)

其の四に曰く、旧の賦役を罷めて、田の調を行ふ。(下略)

右を基本理念に公地公民制、中央集権的政治体制づくり、班田收授の法の実施、統一的税制の施行を柱

(『日本書紀』孝徳天皇条)

に政治の改革が行われることになった。改革は天智二年（六六三）の百済くだらの救援（白村江はくむらゑの戦い）の失敗で一時には停滞をみながらも、天智天皇は対外的な防備も固め、中でも「遠とゑの朝廷みかど」といわれた大宰府には水城の築堤をはじめ、大野城・基肆城きしい・鞠智城きくちを築城して守りを固めた。

これとは別に瀬戸内地方から北部九州にかけて神籠石こうごいしと呼ばれる山城が点在しているが、これらも新羅・唐の来寇を想定しての施設であろう。豊前地方では御所ヶ谷神籠石がある。

また天皇は諸制度の整備を行い、天智九年（六七〇）にはわが国最初の全国的な戸籍である「庚午年籍こうごねんじやく」を作り上げた。

その後壬申の乱（六七二）を経て即位した天武天皇は律令りりやう官人機構の整備に力を注ぎ、更に「浄御原令じやうごげんりやう」の編纂へんさんも始めた。持統三年（六八九）この令を諸司に頒布するなど天武・持統両天皇の時代に大化以来の中央集権国家建設の事業は完成に近づいた。その後この令を改定して律（刑法）を加え、大宝元年（七〇二）には「大宝律令たいたほりつりやう」が完成して、翌二年から施行され、更にこの律令は改訂されて（七一八）、『養老律令やうらうりつりやう』として施行された（七五七）。

仏教については、宣化三年（五三八）に百済国より伝えられたのち、約半世紀にわたりその受容をめぐって奉仏派と反仏派との対立がみられたが、六世紀の終わりごろからは近畿を中心に根付き始め、大化元年には「仏教興隆」の詔が出された。特に天武・持統両天皇の仏教興隆政策によって、寺院の建立は広く地方豪族まで及び、豊前地方においても七世紀末から八世紀初頭にかけて仏教が伝播して初期古代寺院が建立されている。

平城京遷都と 和銅三年(七二〇)、都は藤原京から平城京へと遷都し、奈良時代が始まる。しかしこの律令制の動揺 のような律令による政治もその当初から動揺をみせており、養老七年(七三三)には「班

田収授の法」に伴う口分田の不足から「三世一身法」が出されて条件付きながら開墾地の私有が認められ、更に天平十五年(七四三)には「墾田永年私財法」が出されて開墾地を永久に私有することが認められるなど公地制から崩れ始めた。このような法は農地の拡大を目的としていたが、実際には有力者(貴族・寺院・地方豪族)による土地の開墾と占有が進み、荘園の形成が始められるようになった。いつぼう班田を耕作する農民は調・庸・出挙・雑徭などに苦しみ、逃亡や浮浪する者もしだいに多くなっていった。また政権の内部分でも次に見るような陰謀・謀反・内乱など事件が相次いで起こり、不安と動揺が相次いだ。また天平八・九年には天然痘が大流行して貴族から農民まで苦しめた。

〈奈良時代の主な事件・出来事〉

- ・養老四年(七二〇) …… 隼人が大隅国守を殺して反乱
- ・天平元年(七二九) …… 長屋王に謀反の密告あるにより、窮問・自尽させる
- ・天平七年(七三五) …… 凶作。豆瘡(天然痘)流行し、死者多数
- ・天平八年(七三六) …… 疫病・飢饉のため、租賦、公出挙の利息を免ずる  
筑紫から疫瘡(天然痘)起こり、夏・秋全国にまん延、上下病死する者多数
- ・天平十二年(七四〇) …… 藤原広嗣挙兵
- ・天平宝字七年(七六三) …… 昨年来の飢饉により、諸国の田租を免ずる

旱害かんがいにより、山陽・南海道節度使せつどしを停める

正倉の神火により、諸国司を戒める

・天平宝字八年(七六四) …藤原惠美押勝えみのおしかつの逆謀漏れ、近江国に走る。押勝誅ちゆうせらる

・天平神護元年(七六五) …和氣王、謀反の疑いで誅せられる。この年、諸国飢饉

・神護景雲三年(七六九) …宇佐八幡神託事件

・宝亀元年(七七〇) …道鏡どうきやうを下野国薬師寺別当として配流する

このような状況の中で、天平十三年(七四二) 聖武天皇はうち続く不安・動揺・災禍を仏法の力で治めようと、国ごとに国分寺・国分尼寺を建立する詔を出し、都には盧舍那仏ろしゃなぶつの造立を発願して、天平勝宝四年(七五二)に大仏は完成した。しかし、国分寺・国分尼寺については各国情により完成はまちまちであった。

豊前国については奈良時代半ば(七五六ごろ)には完成したものと考えられている。

中央には二官八省、地方には国・郡(郷)・里制がしかれて、国府・郡衙ぐんがが置かれ、特に九州には大宰府が置かれるなど行政機構も整備された。また、豊前国ではほほその中央部にあたる仲津郡国作に国府が設置された。

律令政治が行われるようになった奈良時代は、既にさまざまな問題が派生してきたとはいえ、八世紀終わりごろまでは、それから後の政治動向を眺めても律令国家の最盛期にあたるとも考えられている。

### 平安京遷都と

延暦えんりやく十三年(七九四)、桓武天皇は長岡京から平安京へと遷都したが、力を強めてきた貴族を押さえて政治の改革に取り組んだ。国司こくしや郡司ぐんじに対する監督を強化するため勘解由使かかげゆし

### 政治の改革

族を押さえて政治の改革に取り組んだ。国司や郡司に対する監督を強化するため勘解由使

を置いたり、農民の負担を和らげるため軍団と兵士を廃止（九州・東北を除く）して、郡司の子弟を健児として各国府など地方の治安維持に当たらせたりした。しかしこのような改革は令制どおりに行われたものではなく十分な成果を上げることはできなかった。その後平城・嵯峨両天皇にも受け継がれたが、嵯峨天皇のときには法制の整備（弘仁格式の編纂、令義解）も行われた。

このように律令制の再建に向けての努力は行われたが、九世紀に入ると中央政府の地方行政に対する指導力は弱まり、地方の行政は国司に委任したので、国司は任地での権力の拡充に努めて農民から厳しい取奪を行うようになった。また郡司が国司と結んで農民を大規模に使役したり、徴税の過程で税物を横領したりすることもあり、このようなことから国司や郡司が訴えられることもあった。

また八世紀末ごろから庸・調の違期・未進・粗悪化の傾向が進んで国の財政も不安定になっていくが、これに対処するために公営田・官田など直営方式の田を設けて財源の確保に努めた。更に中央の役所はそれぞれ経費を賄うため諸司田を持ち、官人たちもまた、墾田を買い取って生活の基盤にするようになった。そしてこのころ天皇の勅旨田も急増してきた。

#### 藤原氏の発展と

大化以来の政治の流れの中にあつて藤原氏は着実にその勢力を伸ばしていた。すなわち

#### 摂関政治の時代

藤原鎌足の子不比等は『大宝律令』『養老律令』の編纂にあたって中心的な役割を果た

し、娘二人（宮子、光明子）をそれぞれ天武天皇や聖武天皇の後宮に入れて天皇の外戚となり、その後の藤原氏繁栄のもとを築いた。

不比等の四子（武智麻呂・房前・宇合・麻呂）も公卿となったが、それぞれ南家・北家・式家・京家の祖とな

り、平安時代にはこれらは「四門」または四家と呼ばれた。しかし天平九年（七三七）に天然痘が全国的なまん延をみせた際に武智麻呂ら四子は相次いで死亡し、北家を除く三家は平安時代初期までに政治的には衰退していった。

それに対して北家では貞観八年（八六六）良房が清和天皇の摂政となり、その子基経は光孝天皇の関白となったが、基経の子忠平の時期には摂政・関白の制が確立して摂関家は藤原氏に定着し、太政官の上にとって実権を掌握した。また、その間には策謀を用いるなどして橘・伴・紀・菅原など他氏の排斥を行った。そして十一世紀初頭の道長とその子頼通のころには最盛期を迎えた。特に道長は四人の娘を皇后や皇太子妃にして、三〇年間朝廷で権力をふるい、頼通は五〇年にわたって三天皇の摂政・関白を務め、天皇の外戚として権力をふるい、多くの荘園の寄進も受けて栄華を極めた。

このような摂関政治の時代には摂政・関白は役人の任命権に深いかわりを持っていたので、中・下級の役人は摂関家に付き従い、貴族たちも自分の地位と経済的な基盤の確保に熱心で、地方の政治も国司にゆだねるなどして政治の乱れに拍車をかけることになった。

関白頼通のあとの後三条天皇は荘園整理令を出して摂関家も含めて基準に合わない荘園の停止を行ったが、そのあと院政が始まり、白河・鳥羽・後白河三上皇の一〇〇年余の院政の間には上皇が実権を握って政治を行ったので、摂関家は衰えをみせた。しかし院政のころも官職を金で売ることが盛んに行われたり、上皇の周りの院近臣が豊かな国の国司に任命されたり、院へ寄進する荘園が増加するなどこの時期にもさまざまな問題がみられた。

律令制の変質  
と政治の乱れ

律令政治がその形を変え崩壊を始めたのは十世紀の初めごろからとされている。延喜二年(九〇二)を最後に班田に關した資料もみられなくなり、男子に課せられる負担から逃れるため戸籍も男子より女子がはるかに多いというような実態とは懸け離れたものもみられるようになった。そこで政府もこれまでの土地制度と租税制度を交換し、各国司に一定額の納税を請け負わせて、その国内の統治を委任するようになった。したがって国司は徴税の請負人のような性格を帯びることになったが、国内の有力農民に期限をつけて耕作を請け負わせ、年貢や公事などの税を徴収した。その耕地は請負人の名をつけて名田と呼ばれ、請負人は田堵といわれた。田堵の中には大規模な請け負いをして大名田堵と呼ばれ、盛んに開発も行い、中には開發領主と呼ばれて一定領域を支配するまでになるような者も現れてきた。彼らは他の勢力との闘争・領域支配権の確保や勢力の拡大のために武装を始め、これが武士の発生となった。更に彼らは自分の莊園を守るため、権門勢家に寄進して自らは莊司となり、更には不輸・不入の権利まで獲得していくようになった。このような莊園は寄進地系莊園と呼ばれ十一世紀半ばには各地に広く見られるようになったが、それは土地・人民の私的支配でもあった。

そして地域によっては国衛領を莊園がしのぐ割合にもなった。豊前国の場合を見ても府領・公領に対して社寺・権門領が圧倒的に多く、特に宇佐宮や弥勒寺の莊園はほぼ九州全体に分布していた。いっぽう国司は農民の逃亡で荒れた公領の復興などを図るなど国衛行政の変更を迫られ、国内を郡・郷・保などの新たな単位に再編成し、地域の有力者や開發領主を郡司・郷司・保司などに任命して徴税などを行わせた。一般的には国衛には政所・税所・調所・出納所・検田所・健兒所・御厨などの請所が設置され、有力者たちが



「在庁官人<sup>ざいぢゆうくわんにん</sup>」として実務を担当した。十一世紀半ば以降は国守が必ずしも赴任せず、目代<sup>もくだい</sup>と呼ばれる代わりの者を派遣し、在庁官人・雑色人を中心に国衙の運営が行われた。

豊前国府の場合も発掘調査による結果をみる限りでは、十二世紀前葉以後はそれまでの機能を失っていくようである。国司が受領<sup>うりょう</sup>となり、徴税人としての性格を強めたこの時期にあつては、国庁も国司が地方豪族に対して律令官人としての権威を誇示する場としての機能を喪失し、受領としての国内支配に必要な最小限の施設に縮小されていったのであろう。